

生活福祉資金の種類及び貸付条件等一覧

資金の種類		貸付条件					
		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人
総合支援資金 ※1		失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計相談支援等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸し付ける資金					
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月 20 万円以内 (単身世帯) 月 15 万円以内	※2	最終貸付日から 6 月以内	10 年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人がいない場合は、年 1.5%	原則 1 名必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	—	貸付の日（生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日）から 6 月以内			
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・新たに就業するために必要な支度費、技能習得費 ・公共料金の滞納の支払に必要な経費 ・債務整理するために必要な経費 等	60 万円以内	—				
福祉資金		低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用	※以下は上限額の目安					
	生業を営むために必要な経費	460 万円	—	貸付の日（分割による交付の場合は最終貸付日）から 6 月以内	※以下は目安	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人がいない場合は、年 1.5%	原則 1 名必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が (6 月程度) 130 万円 (1 年程度) 220 万円 (2 年程度) 400 万円 (3 年以内) 580 万円			20 年以内 8 年		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円			7 年		
	福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円			8 年		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250 万円			8 年		
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円			10 年		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1 年を超えないとき 170 万円 1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230 万円			5 年		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1 年を超えないとき 170 万円 1 年を超え 1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なとき 230 万円			5 年		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150 万円			7 年		
	冠婚葬祭に必要な経費	50 万円			3 年		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円			3 年		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円			3 年		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円			3 年		
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時的生活費が必要とき ・火災等被災によって生活費が必要とき 等	10 万円以内			—		
教育支援資金 ※3		低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	(高校) 月 3.5 万円以内 (高専) 月 6.0 万円以内 (短大) 月 6.0 万円以内 (大学) 月 6.5 万円以内 ※4	—	卒業後 6 月以内	20 年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が 1 名必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50 万円以内					
不動産担保型生活資金							
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の 7 割程度 月 30 万円以内	借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後 3 月以内	据置期間終了時	年 3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	1 名必要 ※推定相続人の中から選任
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	居住用不動産の評価額の 7 割程度 (集合住宅の場合は 5 割) 貸付基本額の範囲内 (生活扶助額の 1.5 倍以内)					不要
<p>※1 総合支援資金の具体的な貸付要件は、次のとおり。また、総合支援資金の貸付を受けるまでの間の生活費が必要な者は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付を利用することができる。          ・低所得者世帯（市町村民税非課税程度）であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること          ・借入申込者の本人確認が可能であること          ・現に住居を有していること又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること          ・実施主体の社会福祉協議会等が貸付及び支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還（返済）を見込めること          ・実施主体の社会福祉協議会等とハローワーク等の関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること          ・失業等給付、生活保護、年金等他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと</p> <p>※2 貸付期間は、3 月とし、就職に向けた活動を誠実に継続している場合などにおいては、最長 12 月まで貸付けを延長することができる。また、貸付けの延長は原則として 3 月ごとに行うものとする。なお、貸付期間内であっても、借受人が自立した生活を営むことが可能となった場合には、貸付けを終了するものとする。</p> <p>※3 日本学生支援機構の奨学金制度や石川県育英資金等の利用が可能な場合、当該制度の利用が優先される。</p> <p>※4 特に必要と認められる場合に限り、上記貸付限度額の 1.5 倍の額までの貸付けが可能</p>							